

公園内における喫煙の取り扱いについて市民意見を募集します

本市では、都市公園法の規定に基づき、本市都市公園の設置又は管理について、必要な事項を定めることを目的として、「川崎市都市公園条例」を定めています。

魅力的な公園づくりに向けて、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨ての改善を図り、子どもたち等が安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園における喫煙の取り扱いを取りまとめました。

これを踏まえ、本市での公園内における喫煙の取り扱いについて、市民の皆様から広く意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和6年9月10日（火）から10月10日（木）まで

※ 郵送の場合は、令和6年10月10日（木）消印有効

※ 持参の場合は、10月10日（木）17時15分まで

2 資料の閲覧について

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/530/0000168745.html>)

また、以下の場所でも御覧いただけます。



- (1) かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) 建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎17階）
- (4) 市民館・図書館
- (5) 道路公園センター
- (6) 公園管理事務所

（富士見公園クラブハウス・東田公園コミュニティハウスさくら・緑化センター管理事務所・等々力球場インフォメーション・等々力緑地 Uvance とどろきスタジアム by Fujitsu メインスタンド1階管理事務所・生田緑地東口ビジターセンター・生田緑地西口サテライト・生田緑地整備事務所・大師公園管理事務所・夢見ヶ崎動物公園事務所・橘公園 TACHIBANA HUT・早野聖地霊園事務所・緑ヶ丘霊園事務所）

3 意見の提出方法

御意見は、意見提出フォーム（市ホームページ）、郵送、FAX、持参のいずれかでお寄せください。

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課（市役所本庁舎17階）

FAX 044-200-3973

※ 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

※ 意見提出フォームは、川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。

※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を市ホームページで公表します。

※ いただいた個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取扱います。

（問合せ先）

川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 中村
電話 044-200-2393